

対象案件	北広島市子ども・子育て支援プランの策定について 北広島市子どもの権利に関する推進計画の策定について
意見募集期間	平成 27 年 2 月 1 日(日)から平成 27 年 3 月 2 日(月)まで
担当部署(問合せ先)	保健福祉部 児童家庭課 電話 011-372-3311 内 899
意見提出件数	意見提出者数 2人
	意見提出件数 5件

提出のあった意見の概要	市の考え方 (案を修正したときは修正内容)
<p><b>北広島市子ども・子育て支援プランの策定について</b></p> <p>意見等の提出はありませんでした。</p> <p><b>北広島市子どもの権利に関する推進計画の策定について</b></p> <p>1 子どもたちにCAPの授業を受けさせてください。小中学校で計画的に実施してください。(2件)</p> <p>2 障がいのある子どもの事について述べていますが、近ごろはグレーゾーンの子どもの多いような気がします。その子どもたちへの社会的合理的配慮が不十分のような気がします。</p>	<p>今後の予定</p> <p>平成 27 年 3 月 計画策定</p> <p>1 今後、CAPの実際のプログラムの実施状況を視察するなど、市としてCAPの内容について、調査研究を進めていきたいと考えています。</p> <p>2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成 28 年 4 月に施行いたします。</p> <p>法律に規定された合理的配慮の提供につきましては、既に社会の様々な場面において、日常的に実践されているものもありますが、市といたしましても、市民一人ひとりの障がいに関する正しい知識や理解が深まり、障がい者手帳の有無に関わらず障がいの特性に応じた合理的配</p>

3 福祉に関する知識と視点を持ち、外部機関との連携を積極的に行えるスクールソーシャルワーカーを、市として配置・活用することを計画に入れていただきたいと思います。

4 性的少数者の子どもたちが自己を否定的にとらえたり、学校の中で孤立することのないような施策を望みます。「保健」等の教科書は、性別二元論・異性愛者を前提としています。教職員や地域に対する研修・啓発が必要だと考えます。

5 不登校の児童・生徒の居場所に関して、従来の、学校に戻すことを前提とした適応指導教室だけではなく、民間のフリースクール等との連携・情報交換を行えるような施策を望みます。

慮が提供されるよう取組みを行ってまいります。

3 スクールソーシャルワーカーについては、北海道からの業務委託を受けて配置し、活用しています。計画には記載していませんが、「不登校対策・教育相談事業」で包括しています。

4 北海道教育委員会が新たに作成した教職員向けの指導資料を、校内研修等において活用し、性同一性障がい等への理解と児童生徒の心情に配慮したきめ細かな対応について指導するとともに、児童生徒へは福祉読本等を活用し、一人一人の違いや、個性などについて指導してまいります。

5 不登校児童生徒への対応については、適応指導教室と各学校が連携して取り組んでおりますが、民間のフリースクール等との情報交換については、必要に応じて各学校で行っています。

今後の予定

平成 27 年 3 月 計画策定